

## うきは市農業委員会第34回総会議事録

〔開催日時〕 令和5年12月11日（月）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第5号 非農地判断（非農地証明願）について

報告第1号 農地法第3条許可の取消し願について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第3号 農業用施設に伴う農地転用届について

（出席委員）

会長 16番 佐々木 芳幸

副会長 15番 中村 稔

委員 1番 樋口 健次 8番 高浪 眞次  
2番 佐々木 光則 9番 樋口 美智子  
3番 後藤 一善 10番 家永 学  
4番 園田 忠行 11番 尾花 里美  
5番 森 和正 12番 堀江 清成  
6番 内山 良江 14番 日野 吉光  
7番 後藤 義道

欠席委員 13番 佐藤 和弘

（農業委員会職員）

係長 久保田 和弘 主事 池田 奈津希

会長

挨拶

事務局 今日局長が議会中のため欠席させていただいておりますので、よろしくお願  
いします。では早速議事の方に入りたいと思いますが、農業委員会規則第5条によ  
り会長が進行の規定になっておりますのでよろしくお願いたします。

議長 それでは本日の議事録署名人を、9番委員と11番委員さんにお願したいと思  
います。よろしくお願いたします。それでは議案審議に入りたいと思います。  
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に ついてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

(議案第1号-1上程)

事務局

(議案第1号-1説明・朗読)

分科会長 12月5日に現地調査を行いました。当初は敷地全体を植樹することでしたが現  
況を見ると太陽光の下のみとなっており、今回更新ということで分科会として  
は全体にさせていただきたいという判断となりました。ご審議の程よろしくお願  
いします。

議長 それでは担当はいませんので質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手  
をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第1号-1について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

賛成多数ということで県の方へ進達いたしたいと思います。

それでは議案第1号-2を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号-2上程)

事務局

(議案第1号-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 現地調査を行いました。農地売買に伴って違反転用があったということで、5条  
申請を出されております。違反転用されていた部分を解消するというので分  
科会としては致し方ないだろうと判断いたしました。以上です。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

8番

分科会長が申された通りで譲渡人へ聞いたところ、申請地は取得する際から現  
在の状態になっており本人も知らずにいたと述べておりました。後で議案第3号  
で3条申請が出てきますが隣接農地の葡萄畑も一緒に譲受人が取得するよう  
になっております。致し方ないのかなと思います。ご審議をお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。議案第1号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第1号-3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号-3上程)

事務局 (議案第1号-3説明・朗読)

議長 これも現地調査を行っておりますので分科会長の意見を求めます。

分科会長 今事務局から説明があったように、災害復旧のための一時転用ということで申請されています。分科会としては特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第1号-3に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第2号の農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2-1号上程)

事務局 (議案第2号-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 今事務局から説明があったように、農業体験、民泊をするためのお客様の駐車場ということで東側の隣接農地の承諾も得ておりますので、特に問題ないと思います。以上です。

16番 私の方から説明したいと思います。申請地の隣に住居・宿泊と二つ棟があり宿泊施設の駐車場がないということで申請されています。特に問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります。議案第2号-1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで県の方へ進達いたします。

それでは議案第3号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転と許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(議案第3号-1上程)

事務局 (議案第3号-1説明・朗読)

議長 それでは担当なしですので早速質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

質疑なしと認めます。議案第3号-1について賛成の方の挙手を求めます。  
(賛成多数)

賛成多数ということで許可といたします。  
それでは議案第3号-2を議題とします。事務局の説明を求めます。  
(議案第3号-2上程)

事務局 (議案第3号-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

11番 ただいま事務局の説明の通りです。申請地は譲渡人の方が野菜を作っていました  
が、ここ近年は病気もしたということで、管理のみでした。譲受人の方が野菜  
を作られるということで、所有権移転売買となっております。年齢の方を見ます  
とどうかなと思います。娘さんとも一緒に暮らされており、他の場所でも野菜  
を作られていますので、大丈夫だと思います。皆様のご審議よろしくお願いま  
す。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

質疑なしと認めます。議案第3号-2について賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)

全員賛成ということで、許可といたします。  
それでは議案第3号-3を議題とします。事務局の説明を求めます。  
(議案第3号-3上程)

事務局 (議案第3号-3説明・朗読)

議長 それは担当委員の意見を求めます。

10番 申請地は昭和59年12月に土地改良区で補助整備を行っているところの農地で  
ございます。譲受人は職業として農業兼会社役員ということで、会社を営んで  
います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。  
議案第3号-3について賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。  
それでは議案第3号-4を議題とします。事務局の説明を求めます。  
(議案第3号-4上程)

- 事務局 (議案第 3 号－ 4 説明・朗読)
- 議長 それは担当委員の意見を求めます。
- 8 番 今説明がありました通り現地は道路に挟まれた部分で、比較的機械等の乗り入れもしやすいような場所でございます。譲渡人は三春在住で 74 歳と高齢のため、譲受人は現在田籠に在住で生米・粳摺り等の加工場を持っておられる 54 歳の方です。加工場からも近く、特に問題はないというふうに判断をしております。ご審議の程お願いします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 質疑なしと認めます。採決に入ります。
- 議案第 3 号－ 4 について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 全員賛成ということで許可といたします。
- それでは議案第 3 号－ 5 を議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第 3 号－ 5 上程)
- 事務局 (議案第 3 号－ 5 説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 5 番 申請地は譲受人の自宅南側にある畑になります。譲渡人の方が経営規模縮小していきたいということで譲受人は、自宅の南側であり他の人が取得するよりは自分が管理していきたいという意志が強く申請されたようです。以上です。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 質疑なしと認めます。採決に入ります。
- 議案第 3 号－ 5 について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 全員賛成ということで許可といたします。
- それでは議案第 3 号－ 6 を議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第 3 号－ 6 上程)
- 事務局 (議案第 3 号－ 6 説明・朗読)
- 1 6 番 私の方から説明をいたします。譲渡人はほとんど農業やっていない状態になっており譲受人との関係は、親戚関係にもなりますので特に問題ないと思います。譲受人の自宅は申請地の近辺にあり、またその周囲を譲受人が耕作しており特に問題ないと考えております。ご審議お願いします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号-6 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第 3 号-7・8 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号-7・8 上程)

事務局

(議案第 3 号-7・8 説明・朗読)

議長

担当委員の説明を求めます。

8 番

先ほど説明がありましたように、譲渡人は、譲受人の義理のお兄さんであり福岡市在住で実家の農地を維持していくことが困難なことから、うきは市に住んでいる義理の弟へ贈与となり申請に至りました。譲受人は主に梨栽培をしており今回約 1h a の農地を取得されます。譲渡人の、所有農地は他にもありますが、そちらは別の方に維持管理をしていただくことになっているようです。やむを得ないのかなというふうに思っております以上です。

議長

それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。7 番 8 番別々に行きたいと思います。

議案第 3 号-7 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第 3 号-8 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第 3 号-9 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号-9 上程)

事務局

(議案第 3 号-9 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

8 番

譲受人は佐賀県みやき町から約 1 時間半かけて、ほぼ毎日小塩の農地に通っております。田んぼ・柿園と取得しておりますが、地元の方から話があり 1 部荒廃地があるようで約 1h a の農地を取得するのはどうなのかなと思いました。区長、推進委員、協議の場を持ち話をしまして、荒廃地については整備をしますと話ししており今回取得する約 1h a の畑についても、荒廃地にならないようにしますということで確認をしました。後日荒廃地になっていた農地を確認しましたが、綺麗に整備しておりました。ですが、周辺農地の管理者は高齢化と後継者がいないということで、荒廃地になっています。その中に今回取得する農地があり水はけも悪く、不安ではありますが今後譲受人の息子さんが今年中に市内に居を構えて農業に専念をするということです。また小塩地区は農地が広く、高齢率も高く市

外の人が少なくとも小塩の農地を守っていただいているという部分も含めると、私は仕方がないのかなと思っております。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第3号-9について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号-10を議題とします。

(議案第3号-10上程)

事務局 (議案第3号-10説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5番 こちらは先月申請されていましたが説明に来られませんでしたので、もう一度来ていただきお話を聞きますと荒廃地があり農地としての管理に問題がありますが、こちらに関しては水田にして、稲作をしたいということで、現状を考えると耕作してもらった方がいいのかなという感じで認めざるを得ないかなというところだと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

他になければ採決に入ります。

議案第3号-10について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

賛成多数ということで、許可といたします。

それでは議案第3号-11を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-11上程)

事務局 (議案第3号-11説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

2番 譲渡人は市外在住の方で、現在申請地に借りてはいないので譲受人が自分がした方がいいのかなと考え果汁か何かを植えたいと話しておりました。特に問題はないかなと思っております。ご審議の方をお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。なければ採決に入ります。

議案第3号-11について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画  
(所有権移転) についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号上程)

事務局  
議長

(議案第4号説明・朗読)

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで市長の方へ報告いたします。

それでは議案第5号(非農地証明願い) についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

(議案第5号上程)

事務局  
議長

(議案第5号説明・朗読)

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第5号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので非農地判断いたします。

それでは報告事項に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

(報告第1・2・3号説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印